［項を削る。］

（消費者団体訴訟等支援法人である旨の掲示等）

第三十四条　［略］

2　法第百一条第二項の規定による公衆の閲覧は、消費者団体訴訟等支援法人の名称及び「消費者団体訴訟等支援法人」の文字について、そのホームページの見やすい箇所へ掲載することにより行わなければならない。

9　前項の場合において、当該特定適格消費者団体は、第一項各号に掲げる事項についての情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（同法第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）であって、国民生活センターの使用に係る電子計算機から認証できるものをいう。）と併せてこれを送信しなければならない。

（消費者団体訴訟等支援法人である旨の掲示）

第三十四条　［同上］

［項を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正後	改正前
（情報通信の技術を利用する方法） **第三十六条**　法第十九条第三項の内閣府令で定める方法は、次に掲げるとおりとする。 一　［略］	（情報通信の技術を利用する方法） **第三十六条**　法第十九条第三項の内閣府令で定める方法は、次に掲げるとおりとする。 一　［同上］

附　則

この府令は、公布の日から施行する。ただし、第十三条及び第三十四条の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

○内閣府令第八十五号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第十九条第三項、第三十二条第二項第四号及び第三十六条の規定に基づき、警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年十二月二十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令

警備業法施行規則（昭和五十八年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに法第十九条第一項又は第二項の規定による書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 ［2・3　略］	二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルに法第十九条第一項又は第二項の規定による書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 ［2・3　同上］
（電磁的記録に記録された事項を提供するための方法） **第四十九条**　法第三十二条第二項第四号の内閣府令で定める方法は、次に掲げるもののうち、登録講習機関が定めるものとする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　［略］ （帳簿） **第五十条**　［略］ 2　前項各号に掲げる事項のすべてが、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録され、必要に応じ登録講習機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第三十六条に規定する帳簿への記載に代えることができる。 3　登録講習機関は、法第三十六条に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイルを含む。）を、講習会を実施した日から五年間保存しなければならない。 4　［略］	（電磁的記録に記録された事項を提供するための方法） **第四十九条**　法第三十二条第二項第四号の内閣府令で定める方法は、次に掲げるもののうち、登録講習機関が定めるものとする。 一　［同上］ 二　磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　［同上］ （帳簿） **第五十条**　［同上］ 2　前項各号に掲げる事項のすべてが、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録講習機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第三十六条に規定する帳簿への記載に代えることができる。 3　登録講習機関は、法第三十六条に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、講習会を実施した日から五年間保存しなければならない。 4　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。